

令和7年度海南市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
事業者募集要項

1 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、以下「本事業」という。）を実施します。

2 募集事業者（事業主体）

令和7年7月に本事業を開始する事業者で、海南市内において、次に掲げる施設を1年以上（令和7年4月1日時点）運営している法人、任意団体、または個人を対象とします。

なお、海南市の子育て政策をよく理解し、本事業を遂行できる十分な資力、能力を有し、安定して事業を実施することができることを要件とします。

- （1）認可保育所
- （2）幼稚園
- （3）認定こども園
- （4）地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
- （5）地域子育て支援拠点
- （6）認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること）
- （7）その他市長が適当と認める施設

3 事業内容

（1）対象となるこども

海南市に住所を有する、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども

（2）実施場所

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点、認可外保育施設等

「海南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める設備基準を全て満たす事業所であることが必要です。

（3）利用方法

こども一人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。

国が整備する「こども誰でも通園制度総合支援システム」により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行います。

定期利用もしくは自由利用または定期利用と自由利用の組み合わせなどを設定し、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用することの受け入れをしてください。

4 実施方法

事業の実施方法は、次のとおりとします。

(1) 一般型（在園児合同）

専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法

(2) 一般型（専用室独立実施）

専任職員を配置し、専用室（在園児とは別室）で預かる方法

(3) 余裕活用型

保育所等の定員の範囲内で在園児と合同で預かる方法

ただし、「2 募集事業者」のうち（1）（3）（4）に掲げる施設のみ実施可能

5 利用料

(1) こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、事業者が利用料を定め施設で徴収します。

(2) 次に該当する世帯は世帯の区分に応じた額を1時間あたりの利用料の減免を行います。

ア 生活保護世帯 300円

イ 住民税非課税世帯 240円

ウ 市民税所得割合算額が77,101円未満である世帯 210円

エ 要支援・要保護児童のいる世帯 150円

(3) 利用料に加え、飲食物費等の実費相当額については、保護者同意の上、事業者が定めた金額を施設で徴収します。

6 実施期間

令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

7 実施時間等

実施日及び実施時間については、事業者において定めることとします。

8 施設基準、職員配置

実施方法	施設基準	職員配置
一般型 (在園児合同及び 専用室独立実施)	・ 0 歳児、1 歳児 乳児室：1． 6 5 m ² ／人 ほふく室：3． 3 m ² ／人 ・ 2 歳児 保育室または遊戯室：1． 9 8 m ² ／人 その他、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第 2 1 条を参照のこと	・ 配置基準 0 歳児 3 人につき 1 人 1 ・ 2 歳児 6 人につき 1 人 上記の配置基準により求めた職員数のうち保育士を 1 / 2 以上とすること。当該保育従事者の数は 2 名を下回ることとはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 名とすることができること。
余裕活用型	保育所、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所の基準	施設ごとの配置基準により、在園することも、等事業を利用することもを合わせた人数に応じ算出した職員数

※ 所有配置について、通常保育や一時預かりと兼任する場合、対象経費を適切に区分し、管理してください。また、それぞれの事業で専任要件がある場合、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

9 委託料

本事業実施に係る費用については、海南市と事業者との間で委託契約を締結し、対象となるこどもの受け入れに応じた委託料を支払うものとします。

項目	金額
対象こども受入分 0 歳児	1 人 1 時間につき 1, 3 0 0 円
対象こども受入分 1 歳児	1 人 1 時間につき 1, 1 0 0 円
対象こども受入分 2 歳児	1 人 1 時間につき 9 0 0 円
障害児加算	1 人 1 時間につき 4 0 0 円
要支援家庭のこども加算	1 人 1 時間につき 4 0 0 円
医療的ケア児加算	1 人 1 時間につき 2, 4 0 0 円

※ 生活保護世帯、非課税世帯等の利用を減免した場合、当該減免額をお支払いします。

10 スケジュール

(1) 募集開始

令和7年5月1日（木）

(2) 募集締切

令和7年5月15日（木）

(3) 選定結果の通知

令和7年5月末頃

11 必要書類

(1) 事業申込書

(2) 申請書

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

※(1)～(4)以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。「15 提出先・問い合わせ先」にお問い合わせください。

12 申請方法

「15 提出先・問い合わせ先」に持参、または電子メールアドレス宛に電子申請により提出ください。

なお、電子申請でのお申込みであっても、必要に応じて、お越しいただいて確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13 実施事業者の選定方法・結果

実施事業者は提出いただいた書類を基に、「子ども子育て会議」委員に意見を聴取し、審査を行います。

選定結果については、文書により通知します。

14 その他留意事項

(1) 申請に係る一切の費用は、全て応募者の負担とします。

(2) 事業計画書については、実施事業者が責任をもって履行できる内容としてください。

(3) 本事業の全部または一部を第三者に委託することは禁止します。

(4) その他、本募集要項に定めのない事項については、海南市において定めます。

15 提出先・問い合わせ先

海南市くらし部子育て推進課 保育班

〒642-8501 海南市南赤坂11番地 海南市役所1階

TEL 073-483-8582（直通） FAX 073-483-5010

E-mail kosodate@city.kainan.lg.jp